

第七十八号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年九月二十五日

提出者 江戸川区長 多田正見



び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同項を同表第六十九項とし、同表第六十六項の次に次の二項を加える。

<p>六十七 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十年政令第十一号）第一条の五第一項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換交付</p>	<p>薬局開設許可証の書換交付手数料</p>	<p>一件につき 二千五百円</p>	<p>書換交付申請のとき</p>
<p>六十八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第一条の六第一項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付</p>	<p>薬局開設許可証の再交付手数料</p>	<p>一件につき 三千五百円</p>	<p>再交付申請のとき</p>

第二条 江戸川区事務手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第二健康部の表中第七十三項を削り、第七十二項を第七十三項とし、第六十七項から第七十一項までを一項ずつ繰り下げ、第六十六項の次に次の一項を加える。

<p>六十七 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十九条第一項及び第四項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可及び更新の申請に対する審査</p>	<p>高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可申請手数料 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 三万四千五百円 一件につき 一万二千四百三十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
--	--	--	----------------------------

別表第二健康部の表第七十四項を次のように改める。

<p>七十四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第四十五条</p>	<p>医薬品販売業の許可証の書換交付手数料</p>	<p>一件につき 二千五百円</p>	<p>書換交付申請のとき</p>
--	---------------------------	------------------------	------------------

第一項の規定に基づく医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の書換交付

高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の書換交付手数料

一件につき  
二千四百十円

別表第二健康部の表中第八十一項を第八十二項とし、第七十五項から第八十項までを一項ずつ繰り下げ、第七十四項の次に次の一項を加える。

七十五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第四十六条第一項の規定に基づく医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の再交付

医薬品販売業許可証の再交付手数料  
高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の再交付手数料

一件につき  
三千五百十円  
一件につき  
三千四百十円

再交付申請のとき

付 則

この条例中第一条の規定は平成二十六年十一月二十五日から、第二条の規定は平成二十七年四月一日から施行する。

( 説明 )

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）等の改正に伴い、条例で引用している法令の題名を改めるとともに、区長に権限が移譲される高度管理医療機器等の

販売業又は貸与業の許可等の事務に係る手数料を新たに規定する必要があるもので、  
本案を提出いたします。